　1002-18-01



一般社団法人日本原子力学会

新型炉部会　部会賞表彰細則

2021年9月10日　新型炉部会第23回全体会議改定

（目的）

第１条　本細則は「新型炉部会規約」（1002-18）第1条，第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，新型炉部会部会賞（以下，「部会賞」という）について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　原子力における新型炉分野の発展を促すことを目的として，この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し，部会賞を贈呈する。

（表彰の種類）

第３条 部会賞に下記賞を設ける。

（１）新型炉部会優秀講演賞：新型炉分野に関する，日本原子力学会または新型炉部会（以下，「部会」という）が主催もしくは共催する行事での優れた発表を対象とする。「春の年会」および「秋の大会」においては部会が所掌するセッションの口頭発表を対象とし，各2名を目安とする。

２　部会賞受賞者は，原則として部会員とし，概ね40才までの個人（発表者：研究グループの中の代表者）を対象とする。

（表彰小委員会）

第４条　部会賞選考のために，新型炉部会表彰小委員会（以下，「表彰小委員会」という）を設置する。

２　表彰小委員会委員長は部会長の指名により，部会全体会議において承認する。

３　表彰小委員会委員は表彰小委員会委員長が選任し，運営小委員会において承認する。ただし，委員名は公開しない。

（評価ならびに選考方法）

第５条　評価は部会が所掌するセッションの座長ならびに座長または表彰小委員会委員長が指名する聴講者によりおこなう。別途定める評価フォームにより実施する。

２　評価結果を参考とし，表彰小委員会は優秀講演賞の選考をおこなう。

３　表彰小委員会委員は，候補者の利害関係によって，専攻の公平性，公正性が損なわれないように注意して選考をおこなう。特に候補者と利害関係を有する者は，その選考に関与しないこととする。

４　選考結果は，表彰小委員会委員長より運営小委員会に報告し，承認を受けるものとする。

（表彰時期）

第６条　「春の年会」における部会全体会議において表彰し，賞状を授与する。

（選考結果報告）

第７条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（その他）

第８条　本細則に規定されていない事項については，運営小委員会において協議する。

（改定）

第９条　本細則の改定は，運営小委員会の発議に基づき，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　2018年3月26日　第1回新型炉部会運営小委員会制定

　　2018年6月1日　第3回部会等運営委員会承認，2019年3月14日　表彰・推薦小委員会承認，同日施行

２　改定履歴

　①　2021年9月10日　新型炉部会第23回全体会議改定，2021年11月16日　部会等運営委員会メール報告，2021年11月30日　第5回理事会報告

附則

１　2021年9月10日承認の細則は，新型炉部会全体会議承認の日から施行する。